

有明教育芸術短期大学 学生の課外活動に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学生の課外活動に関し必要な事項を定める。

(学生団体の設立)

第2条 課外活動を目的とする学生団体（以下、「サークル」という。）は、次の条件を満たした団体をいう。

- (1) 本学の学生によって構成され、部員が2名以上いること。
- (2) 結成後、年間を通じて活動実績があること。
- (3) 本学の専任教員を顧問に置くこと。
- (4) 本学の信用を傷つける活動をしないこと。

2 サークルを設立する場合は、サークルの名称、活動目的、代表者名、会員名、顧問名を明記した所定の「学生団体設立届」に「部員名簿」および「当年度活動計画書」を添えて事務局に提出し、学生委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(学校施設・設備の利用)

第3条 サークルが学校施設・設備を使用する場合は、顧問教員の下承を得たうえで、サークルの名称、使用目的、使用期間などを明記した「施設・設備借用願」を事務局に提出すること。

2 サークルが学校施設・設備を使用時に器物の破損・紛失などの事故が生じた場合は、その責任をサークル自らが負うものとする。

(許可を必要とする活動・行為)

第4条 サークルが、学外団体に加盟しようとするときは、「学外団体加入届」に加盟する団体の関係書類を添えて、事務局に提出し、事前に学長の許可を得なければならない。

2 サークルが学外において課外活動をするときは、「学外活動届」を実施日の7日前までに事務局に提出し、事前に学長の許可を得なければならない。

3 サークルが学内において、指定の場所以外に印刷物の掲示をしようとする場合、「印刷物等掲示願」に当該印刷物を添えて、事務局に提出すること。また、掲示の許可期限を過ぎた掲示物の撤去についてサークルは責任を持たなければならない。

4 サークルが学内において、大会や行事等を開催する場合は、実施日の1か月前までに「大会・行事等開催届」を事務局に提出し、事前に学生委員会の許可を得なければならない。

(学生団体の変更・継続・解散)

第5条 サークルの名称、代表者およびその他の事項に変更が生じた場合、代表者は速やかに「学生団体変更届」を事務局に提出し、学長の承認を得なければならない。

2 サークルが、当該団体を継続しようとするときは「学生団体継続届」を毎年4月末までに事務局に提出し、学生委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

3 「学生団体継続届」の提出がない団体は解散したものとみなす。

4 サークルが年度の途中で解散する場合は、「学生団体解散届」を事務局に提出するもの

とする。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、学生委員会の議を経て、教授会で承認を得るものとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。